

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参  
照条文 目次

○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）	1
○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	1
※奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第	号）による改正後のもの
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	3
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（抄）	3
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）（抄）	4
○酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）	4
○酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）（抄）	5
○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）	5
○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	6
○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）	6
○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	6
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	7
○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）	7
○農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（抄）	8
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	9
○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）	10

○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）

（交付金事業計画の事業）

第一条の二 法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一〜六 （略）

七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業

（診療所の設置等に係る費用の範囲）

第二条 法第二十二條第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）

第八条 法第五十二條第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。

（毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法）

第十条 （略）

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

3 （略）

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）

※奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）による改正後のもの

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島

の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島への移住及び奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

(振興開発計画)

第五条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。  
2～12 (略)

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する次に掲げる事業（奄美群島市町村その他の者が実施する次に掲げる事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）であつて政令で定めるものに関する計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。

- 一 奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する事業
- 二 奄美群島における産業の振興の基盤となる自然環境の保全及び再生に資する事業
- 三 奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業
- 四 奄美群島における教育の充実及び文化の継承に資する事業
- 五 奄美群島への移住の促進に資する事業

2～7 (略)

(医療の確保等)

第二十一条 鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二～六 (略)

2～4 (略)

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

6～9 (略)

(業務の範囲)

第五十二条 基金は、第四十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 (略)
- 二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。
- 三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

四 (略)

2 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(内部部局)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6〜8 (略)

(内部部局の職)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

- 4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 (略)

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）（抄）

(国内産糖交付金の交付)

第二十一条 機構は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国内産糖を製造する事業を行う者であつて、次に掲げる要件を満たすもの(以下「対象国内産糖製造事業者」という。)に対し、その製造する国内産糖(指定地域の区域内において製造されたものであつて、農林水産省令で定める種類及び規格のものに限る。次条第一項において同じ。)につき、国内産糖交付金を交付するものとする。

- 一 農林水産省令で定める基準に適合する施設において国内産糖を製造していること。
- 二・三 (略)

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和四十年農林省令第四十三号) (抄)

(国内産糖を製造する施設の基準)

第二十五条 法第二十一条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 てん菜糖を製造する施設 原料さい断設備、糖汁浸出設備、清浄設備、濃縮設備、結晶設備及び分みつ設備を有し、かつ、一日の原料処理能力が二千五百トン以上であること。
- 二 甘しや糖を製造する施設 原料さい断設備、原料圧搾設備又は糖汁浸出設備、清浄設備、濃縮設備、結晶設備及び分みつ設備を有し、かつ、一日の原料処理能力が三百トン以上であること。

○酒税法(昭和二十八年法律第六号) (抄)

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜八 (略)

九 連続式蒸留焼酎 アルコール含有物を連続式蒸留機(連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。)により蒸留した酒類(これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖(政令で定めるものに限る。))その他の政令で定める物品を加えたもの(エキス分が二度未満のものに限る。)を含み、次に掲げるものを除く。)で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ 発芽させた穀類又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を原料の全部又は一部としたもの

ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたもの

ハ 含糖質物(政令で定める砂糖を除く。)を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの  
十 単式蒸留焼酎 次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ〜ハ （略）

ニ 砂糖（政令で定めるものに限る。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ・ヘ （略）

十一〜二十七 （略）

○酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）（抄）

（しらかばの炭以外のろ過剤等）

第四条 （略）

2 法第三条第九号ハに規定する政令で定める砂糖は、分蜜をしない砂糖（真空結晶缶による結晶工程を経たものを除く。）のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖（粉状又は粒状のものを除く。）で、その糖度（温度二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。）が九十度以下のものとする。

（単式蒸留焼酎の原料等）

第四条の二 法第三条第十号ニに規定する政令で定める砂糖は、前条第二項に規定する砂糖とする。

2〜4 （略）

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

（特定公的資金の種類）

第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 独立行政法人奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十二条第二号又は第三号に掲げる業務に要する費用

ニ〜ハ （略）

二 (略)

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三（略）

2 (略)

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起し、又は特定公的資金以外の資金をもつて起そうとし、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起すことについて、第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは同法第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第七項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起そうとする場合を除く。）には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

4 5 11 (略)

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（法第六十六条ただし書の政令で定める規定等）

第三十七条 法第六十六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一 5 十三 (略)

十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の規定（同法第二十二条第一項第一号に限る。）

十五 5 三十三 (略)

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（医療法との関係等）

第六十六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令

の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)

附則

(自治行政局の所掌事務の特例)

第三条(略)

2(略)

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
令和六年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
(略)	(略)
令和九年三月三十一日	(略)
令和十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

○財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)(抄)

附則



(大臣官房の所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

3～6 (略)

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

○農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号) (抄)

附則

(農村振興局の所掌事務の特例)

第五条 農村振興局は、第九条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期	限	事	務
令和六年三月三十一日		奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
(略)		(略)	
令和九年三月三十一日		(略)	
令和十三年三月三十一日		(略)	

(略)	(略)
-----	-----

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

附 則

（国土政策局の所掌事務の特例）

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

	期 限	事 務
令和九年三月三十一日	令和六年三月三十一日	<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。</p> <p>小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に關すること。</p>
(略)		(略)
(略)		(略)

令和十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)

第六条 (略)

2 国土政策局特別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に關する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。
- 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に關すること。

○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) (抄)

(定義)

第四条 この法律において「小笠原諸島」とは、婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 (略)